

第431回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年8月26日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 井上隆市委員 2 番 江口勘四郎委員 3 番 尾形智代委員

~~4 番 上妻一実委員~~ 5 番 羽島誠一委員 6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員 8 番 富田憲一委員 9 番 山川光照委員

~~10 番 奈良崎洋一委員~~ 11 番 長沼健司委員 12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員 14 番 後藤敏秀委員 15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 10人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、
稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 4 番 上妻一実委員、10 番 奈良崎洋一委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程6 議 第4号 第501回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程7 議 第5号 第502回農用地利用集積計画(利用権設定)について

日程8 議 第6号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程9 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程11 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程12 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程13 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、8月16日に告示になりました、第431回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年8月16日、上山市農業委員会告示第8号により、令和6年8月26日、第431回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和6年8月19日付け農委第123号をもって、第431回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第431回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員14人となっております。なお、4番、上妻一実委員、10番、奈良崎洋一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が10人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、井上隆市委員、15番、原田広幸委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。 整理番号1及び2は関連がありますので一括して説明いたします。譲渡人は四ツ谷二丁目在住の〇〇氏、農業、譲受人は四ツ谷二丁目に事務所を有する有限会社〇〇であります。四ツ谷二丁目地内の畑1筆について〇〇氏の持分100分の63を移転、弁天二丁目地内の畑1筆について〇〇氏の持分100分の1を移転するものであり、土地の所在、面積

	等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。1番、井上隆市委員。
井上委員	整理番号1及び2について、現地調査の結果を報告します。電話で確認を取りました。〇〇氏は〇〇の前社長の奥様で、この土地に関しては〇〇で栽培管理をしているということです。効率的な手続きの件から、今回の案件になったとのこと。よろしくご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。申請人は須田板在住の〇〇氏、農業であります。申請人が経営する〇〇の従業員用駐車場整備を計画するにあたり、須田板地内の畑2筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、

	農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程5、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。借り人は御井戸丁在住の〇〇氏、会社員、及び〇〇氏、会社員、貸し人は御井戸丁在住の〇〇氏、会社員、及び〇〇氏、会社員であります。借り人が、申請地の道路を挟んですぐ向かいの土地にアパートを建築するのに伴い、入居者用駐車場整備を計画するにあたり、北町三千苅地内の畑1筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
長沼委員	貸し人と借り人が同じでもこの届出は必要なのか。
事務局	貸し人・借り人が共に連名になっていることについて説明いたします。申請地は〇〇氏と〇〇氏の共有名義の土地であります。民法の規定によ

	り「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ共有物に変更を加えることができない」とされており、農地法の手続き上は、貸し人・借り人共に、2人の連名による法5条の許可申請を行うこと、とされています。そのため、貸し人・借り人が共に連名になっております。
原田委員	住所が同じだが夫婦か。それとも兄弟姉妹か。
事務局	兄弟姉妹関係です。
議長	そのほかございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程6、議第4号、第501回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第4号、第501回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。3件の申請がございました。 整理番号1から3は関連がありますので一括して説明いたします。譲受人は金生西一丁目在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、及び皆沢に事務所を有する有限会社〇〇であります。皆沢地内の畑2筆、牧野地内の畑9筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程７、議第５号、第５０２回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第５号、第５０２回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は宮城県仙台市在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑４筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長	日程 8、議第 6 号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 6 号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。 別冊の「議第 6 号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご覧ください。 この場所につきましては、第 4 2 5 回総会において審議いただいたところですが、実施主体より計画変更の申し出があったことから、改めて意見を求められたものであります。 建築資材の販売等を営んでいる企業において、現在の駐車場用地の返却に伴い駐車場を整備するものであり、隣接地に整備することが合理的であるため、やむを得ないと認められるとするものであります。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程 9、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による届け出について報告いたします。内容については事務局長より法告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。1 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。譲渡人は御井戸丁在住の〇〇氏、会社員、及び〇〇氏、会社員、譲受人は御井戸丁在住の〇〇氏、会社員、及び〇〇氏、会社員です。朝日台地内の畑 1 筆について、賃貸アパート

	を建築するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。２７件の届出がございました。 整理番号１から１４は関連がありますので一括して説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は相生在住の〇〇氏、〇〇氏、原口在住の〇〇氏、関根在住の〇〇氏、皆沢在住の〇〇氏、相生在住の〇〇氏、〇〇氏、借り人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の畑５筆、関根地内の畑１筆、皆沢地内の畑６筆、細谷地内の畑３筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１５について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１５について報告いたします。貸し人は牧野在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。牧野地内の田１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１６について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１６について報告いたします。貸し人は須田板在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。須田板地内の畑１０筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、一部決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１７について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１７について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。小穴地内の田６筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１８から２１は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１８から２１について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通じた転貸を行っていたもので、貸し人は中山在住の〇〇氏、矢来四丁目在住の〇〇氏、借り人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の田８筆について解約するものであり、土地の所在、

	面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２２及び２３は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２２及び２３について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は南町在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑２筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２４について報告いたします。貸し人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇、借り人は宮脇在住の〇〇氏であります。下生居地内の田２筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２５及び２６は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２５及び２６について報告いたしますので、議案書の１３ペ

	ージをお開きください。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は中山在住の〇〇氏、借り人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の畑１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２７について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２７について報告いたします。貸し人は金生一丁目在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。仙石地内の田１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１１、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。１１件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号２、５、７及び９については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。
議長	日程 1 2、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 1 5 ページをお開きください。7 件の届出がございました。 整理番号 1 について報告いたします。貸し人は東町在住の〇〇氏、借り人は東町在住の〇〇氏で、両者は親子であります。〇〇氏の死亡により、小穴地内の田 2 筆、石曽根地内の田 3 筆について解約するものであり、所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 及び 3 は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 及び 3 について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は相生在住の〇〇氏、借り人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の畑 1 筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 4 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 4 について報告いたします。貸し人は上生居在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。上生居地内の畑 1 筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細

	については議案書に掲載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 5 及び 6 は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 5 及び 6 について報告いたします。議案書の 16 ページをお開きください。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は中山在住の〇〇氏、借り人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 7 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 7 について報告いたします。貸し人は大門在住の〇〇氏、借り人は、大門在住の〇〇氏であります。大門地内の田 1 筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 13、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 17 ページをお開きください。2 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であります。三上地内の畑 3 筆について申請があったものです。平成 6 年に住宅を建築した時から庭の一部として使用しているものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。申請人は高松在住の〇〇氏であります。河崎三丁目地内の畑 1 筆について申請があったものです。平成 11 年に持分相続した時点で既に耕作しておらず、土地の大半が原野化しているものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 5 分)

議事録署名委員

議事録署名委員